

公益社団法人岐阜県看護協会理事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県看護協会（以下「本会」という。）定款第29条の規定に基づき、本会の理事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において理事とは、常勤及び非常勤の理事をいう。

2 常勤理事とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

(報酬の種類及び通勤手当)

第3条 理事の報酬は、常勤理事にあつては月額報酬を支給し、非常勤理事については日額報酬を支給する。

2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、通勤手当を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 理事の報酬は、総会の決議によって定められた金額の範囲内において、別表に基づき、理事会で決定するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤理事の報酬と通勤手当及び非常勤理事の報酬は、その全額を通貨で、直接本人に支給するものとする。ただし、法令に基づき理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

2 常勤理事がその報酬及び通勤手当につき本人名義の預金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支給することができる。非常勤理事の報酬にあつても同様とする。

(報酬の支給日)

第6条 常勤理事の報酬及び通勤手当の支給日は、公益社団法人岐阜県看護協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条に準じて支給する。

2 非常勤理事の報酬は、前月11日より当月10日までの分については、当月21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号、以

下「祝日法」という。)による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当を支給する場合には、給与規程第13条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤理事に支給する。

2 通勤手当の支給額は、給与規程第13条に定めるところによる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から月額報酬を支給する。

2 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの月額報酬を支給する。

3 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの月額報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により月額報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月額報酬は、給与規程第8条第4項の規定に準じて、日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。

附 則

1 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の一部改正は、令和元年6月19日から施行する。

<別表>

報酬月額

号	金額	適用	
1号	400,000 円	代表理事 (常勤)	会長
2号	370,000 円	業務執行理事 (常勤)	専務理事
3号	350,000 円	業務執行理事 (常勤)	常務理事

報酬日額

号	金額	適用	
1号	理事会出席の都度 5,000 円	理事 (非常勤)	非常勤理事

公益社団法人岐阜県看護協会監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県看護協会（以下「本会」という。）定款第29条の規定に基づき、本会の監事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において監事とは、会員の監事と会員以外の監事をいう。

2 会員の監事とは、総会で選任された監事のうち、本会の会員である監事をいい、会員以外の監事とは、本会の会員でない監事をいう。

(報酬の区分)

第3条 監事の報酬は、日額報酬とする。

(報酬額の決定)

第4条 監事の報酬は、総会の決議によって定められた金額の範囲内において、別表に基づき、監事の協議によって決定する。

(報酬の支給方法)

第5条 監事の報酬は、その全額を通貨で、直接本人に支給するものとする。ただし、法令に基づき監事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その監事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

2 監事とその報酬につき本人名義の預金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支給することができる。

(報酬の支給日)

第6条 監事の報酬は、前月11日より当月10日までの分については、当月21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号、以下「祝日法」という。）による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和元年6月19日から施行する。

<別表>

報酬日額

号	金 額	適 用	
1号	理事会出席、監査実施の 都度 20,000 円	監事（非常勤）	会員以外の監事
2号	理事会出席、監査実施の 都度 5,000 円	監事（非常勤）	会員の監事